

## 長崎短期大学 教員研究費規程

第1条 この規程は、本学専任教員が研究・教育に必要とする経費に関する事項を定める。

第2条 研究費の支給対象者は、本学の常勤の専任教員とする。

第3条 この規程による教育・研究に必要とする経費の種類は次のとおりとする。  
学会発表・学会出席・調査・視察その他研究を目的とした旅費及び学会費  
研究・教育に必要な図書・雑誌・資料等の購入費  
研究・教育に必要な備品・消耗品費等の購入費  
研究・教育とくに調査のために必要とした労務費または印刷費

第4条 研究費の年間予算については、職位に応じた基準額に専任教員数を積算した

総合計金額とし、以下の計算式による。本予算は単年度限りとし、その残額を次年度に繰り越すことはできない。

$$(\text{年間予算}) = 300,000 \text{ 円} \times \text{教授数} + 250,000 \text{ 円} \times \text{准教授数} + 200,000 \text{ 円} \times \text{講師数} + 100,000 \text{ 円} \times \text{助教・助手数}$$

第5条 研究費は基礎費と傾斜配分費からなる。基礎費は職位に応じて支給し、教授

120,000円、准教授100,000円、講師80,000円、助教・助手60,000円とする。年間予算から常勤の専任教員に支給する基礎費総額を差し引いた金額が学長裁量の傾斜配分費となり、専任教員が年間の研究・教育計画に要する経費を年2回(4月・10月)に申請し、大学改革委員会が査定し、教授会の審議を経て、学長が決裁した金額が傾斜配分費となる。

第6条 この規程により購入した図書または備品の帰属は本学とし、教員個人には帰属しない。

第7条 研究費の計算は次のとおりとする。

旅費に関する事項は、教職員旅費規程による。

その他は適切に用途された実費とする。

第8条 研究費の支出については、教員より書類を事務局に提出し学長決裁のうえ事務局より支出する。

第9条 この規程の事務は、学生支援課が行う。

第10条 この規程の改定は、運営会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。